

第一回國會 農林委員會 會議錄 第七号

昭和二十二年八月二日(土曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君

理事 野澤 勝君 理事 勝澤 俊英君

理事 寺島隆太郎君 理事 岩本 信行君

理事 秋原 壽雄君

大島 義晴君 佐竹 新市君

永井勝次郎君 成瀬喜五郎君

野上 健次君 平工 喜市君

松澤 一君 小林 運美君

佐々木秀世君 關根 久藏君

岡司 安正君 寺本 齋君

中垣 國男君 堀川 恭平君

八木 一郎君 小川原政信君

重富 卓君 松野 頼三君

森 幸太郎君 山村新治郎君

的場金右衛門君 山口 武秀君

出席政府委員

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 三堀 參郎君

七月二十八日

主食及び蔬菜の配給確保に關する陳情書(東京都二十二區長協議會提出)

青果物統制撤廢に關する陳情書(東京都二十二區長協議會提出)

食肉統制撤廢に關する陳情書(危機突破全國食肉業者大會提出)

果實の公價改定に關する陳情書(日本果實協會會長小澤八彌提出)

食糧配給策實施の陳情書(全國都道府縣知事提出)

東京都區民の食糧事情並びに飢饉突破對策に關する陳情書(東京都北區

議會會長北島眞平提出)

農業保險制度の改正に關する陳情書(青森縣農業保險組合連合會長齋藤俊治外八名提出)

食生活改善に關する陳情書(小山量輔提出)

東京都における食糧緊急對策に關する陳情書(東京都議會議長石原永明提出)

生活協同組合に配給權及び荷受權付與の陳情書(東京都生活協同組合連合會提出)

主要食糧品價格引上促進の陳情書(長崎縣農業會 壹岐支部長 瀧川敏外二十一名提出)

農業用電力料金の特別引下及び農地改革實施に要する諸費用國庫補助の陳情書(東北六縣耕地協會連合會代表八島徳朗提出)

主食供給計畫の根本的改革に關する陳情書(大阪市社會面檢討會代表奥田忠司提出)

新炭生産上の隘路改善に關する陳情書(栃木縣新炭生産組合連合會代表藤田寅雄提出)

養蠶業指導員の待遇改善に關する國庫補助の陳情書(新潟縣高田町上來繩養蠶實行組合會長峯崎新外九十五名提出)

農地調整法實施に伴う民有林地の所有權保護に關する陳情書(日本林業會長大村清一提出)

農地調整法即時撤廢の陳情書(愛知縣岡崎市鈴木坂治郎提出)

東北及び新潟地方の特殊事情に立脚

せる食糧供出對策改善に關する陳情書(山形縣東田川郡東北供米促進研究會提出)

本日の會議に付した事件

食料品配給公團法案(內閣提出)(第九號)

油糧配給公團法案(內閣提出)(第一號)

○野澤委員長 會議を開きます。

お諮りいたします。去る七月三十日の農林打合せにおいて林業小委員を選定したことに決定しました。その小委員選定方法は委員長においてこれを指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○野澤委員長 それでは

永井勝次郎君 松澤 一君

佐々木秀世君 關根 久藏君

重富 卓君 森 幸太郎君

的場金右衛門君 中村元治郎君

以上八名を林業小委員に指名いたします。

○野澤委員長 付託になつております食料品公團法並びに油糧配給公團法に關する質疑を繼續いたします。通告順によりまして重富委員の發言を許します。

○重富委員 九項目ばかりお尋ねいたしたいと思ひます。第一點は、この法案を全體的に見ますのに、この法人は大體においてむしろ官廳としての實質をもつておるようでありますが、それにもかかわらずこうした特別法人をつくられるというのは、一體どうい

わけかといふことなのであります。全體を通過してみますのに、この法人には最高意思決定機關もないのであります。それは政府がもつておるようであります。それから執行機關の任命につきましても主務大臣がこれを任命する。また職員は官吏もしくは政府職員である。しかもそれに對する特別給與等も、これは主務大臣の認可を受けなければならぬといふたような形になつておるし、會計監督におきましても、會計検査院がやる。まづこれは官廳と何ら變りはないのでありますから、そうすれば、たとえば事務局のごとき作業廳として、特別會計のもとにこれが實施されたらどうなるのか。なぜこうしたたいの知れない法人を特につくらなければならぬか。この點をまず第一番にお尋ねいたしたいのであります。

第二は、この公團の第三者に對する責任といふものはどういふふうになつておるのか。この點がお尋ねいたしたいのであります。政府の出資が四千萬圓を限度として出資するようになつておりますが、この四千萬圓を限度としてこの法人は取引の相手方に對する責任を有限責任にとるのかどうか。もしも有限責任にとるといふとしたならば、この公團の第三者に對する考え方は非常に間違つておるのではないかと、いふふうにお尋ねするのであります。なぜかと申しますと、この公團と取引をいたしますものは、すべて取引の選擇の自由を失つておるのであります。買付けにいたしましたも、また賣付けにいたしましたも、ある一定の品目に關する限りは強制でありまして、取引の自由を失つておる。それに對して有限責任といふことは、はなはだしく不都合ではないか。またそうした場合が起つたときに、それに對して國家が責任をとるというのならば、そういう點は明らかに示すべきではないか。この點は非常に曖昧のうちに思つております。

それから第三點をいたしましては、この公團が取扱いますところの品目を命令で定めるといふ部分が非常に多いのであります。食料品の關係におきましても、明示してありますのはわずかに六品目だと心得ております。他は全部命令に任されております。油糧配給公團に至りましては、全然具體的にその品目があげてないのであります。あ

げて命令に一任されております。ところがこれらの對象物品となりますものは、すべてそれを取扱つておりましたところの人たちは、その營業に關してある程度の制限を受ける。あるいはその營業を停止しなくてはならぬといふ、いわゆる營業の自由に關する相當な束縛を受けるのであります。新憲法の趣旨は、法律をもつてしてさへ極度の制限をもうける面には設けておるにもかかわらず、かかる廣汎な範圍において、命令にそれを委任するといふことは不都合のようによておられます。この點はいかように考へておいでになり

ますか、お尋ねいたしたい。

第四は、この公團は現物をどの程度に取扱うか。またその取引をいたします場合に、いかなる團體から買付けをし、いかなる團體へ賣付けをしよとするのか、この點をお伺いいたしたいのであります。

それから第一條によりますと、配給に關する事務を行うというふうについてありまして、配給を行うことは言つていないのであります。ところが第十五條第一項第一號第二號等を見ますと、現物を取扱うようになつておるし、また配給もある段階まではこの公團であるのごとく見えます。現物の配給であります。この點はどういうふうな考え方をしておられるか。すなわち第一條と第十五條との關係であります。

それから取引の段階はどこまでか。具體的にお尋ねいたしますと、買取りは製造業者の一人々と契約をしてやられるのか。それとも製造業者に團體をつくらして、それでやらせるのか。また販賣については、販賣業者に團體をつくらして、それでやらせるのか。それとも一人々と契約をしてやられるのか、この點であります。

それから第五點は、職員はどのようなところから求めようとしておられるのか。また何人ぐらいを配置して、その配置はどのような状況に置くことといたされるのか、お伺いいたしたいのであります。第十三條によりますと、從來の關係の者はほとんどこの公團の職員になることはできないと思われまゝす。第十三條にこれらの會社その他の事業云々とありますが、それ以下の解釋いかんによりましては、從來こう

した面でも働いておりました人たちは、ほとんど公團の職員としてはいるわけにいかない。こういうふうになります。が、もつとも一切の利害關係を云々ということや、その他の企業云々というこの解釋いかんでは、その點は相當違つてくると思ひますが、十三條の解釋いかんによりましては、相當職員を求むるのに困難な點が起つてはこないかというふうに考えられますが、一體どういふ方面からそうした職員を求めようとするのか。その人数はおむねどのくらい考えておられるか。

またこうした人たちは府縣、郡、市、町村までも配置する考えか、こういう點をお伺いいたしたいのであります。この點は先ほどお尋ねいたしました問題の四とも関連をもつてまいります。

それから次に伺ひいたしたいのは、この公團の壽命はきわめて不安定であります。そうした不安定な公團に、しかも非常に重要視され、特別法律までつくつてやらなければならぬというふうな大事な公團に對して、その壽命がきわめて不安定だということから、はたして有能な人材を集めることが出来るかどうか。これを集めようとしたら、これは、この具體的な方法、手段等をお尋ねいたしたいのであります。それからその次に伺ひいたしたいことは、關係會社の解散と公團成立との間に起りますところのそのすきを、どういふふうにして埋めて、消費者に迷惑をかけないようにされるのか。そのための具體的な方法、手段をお尋ねいたしたいのであります。第三十二條によりますと、この公團が成立いたしましたときには、別表の會社は解散するとあります。従つてこの公團

の登記が済みますと、別表の會社は當然解散となります。かように解釋せざるを得ないと思ひます。そうしますと、その間には何らの餘裕もない。すなわち既設會社はすでに積極的な活動能力を失つてしまつて、直ちに清算行為にはならなければならない。そうしますと、配給というものがごく積極事業はできない。この關係をどういふふうにされるか。このことをお尋ねいたしたいのであります。

次にこの公團に對しますところの行政監督の指導監督の問題であります。この公團法を見ますと、全般を通じて監督官廳、いわゆる行政廳の指導監督はまつたく複雑怪奇と言わざるを得ないのであります。大體安本長官が主務大臣なのか、主務大臣と言われているのがほんとうの主務大臣なのか、さつぱりわからない。大牙錯綜してござりまして、兩方からおれが／＼といつたやうな調子があり／＼と見えるのであります。こういうことでは公團は著しくその經濟行為を抹消されはしないか。從來でもこういうことで經濟團體が非常に苦しみ、その仕事をやるのに手後れになつたといふことがたび／＼あります。

あります。この公團におきましては、そういう關係から消費者が少からざる迷惑を受けるというところは、火を見るより明らかであると思われまゝす。この公團に對する指導監督の權限を一本にするといふことはできないか。できないとするならば、なぜできないかを御説明願ひたいのであります。この中で殊に矛盾した著しい例をあげてみたいと思ひます。大體そうした關係が矛盾した條項は、三十六條中に少くとも十四、五箇條あります。その中で

著しい例を一、二申し上げてみますと第三十四條では、この公團の定款の認可を二つの行政長官がいたすやうになつております。いわゆる安本長官と主務大臣が、並行してこの公團の定款の認可權をもつておるやうであります。こういうことはなほはだしく不都合ではないか。政令二途に出るというふうな形があり／＼と見えます。これで、はたしてこの仕事ができるか。これも一つの例であります。また行政機關の任命は主務大臣が單獨でやつておきながら、次にこれが解任は安本長官と主務大臣と二人がやることになつておる。これらはなほはだしく不都合な話ではないか。また行政機關の任命をやつた主務大臣が、行政機關のその業務遂行上については、ただ法令に違反した場合にのみこれを解任する。安本長官は業務上からこれを解任するといつたやうな非常な不合理があります。何ゆゑにこうした解任におきまして、安本長官と主務大臣に分けなければならぬのか。私もにはうなずけない點であります。

また最後に申し上げます。安本長官が主務大臣の上にある。これはどうしても解せないものであります。その事例は、安本長官の承認を主務大臣が受けなければならぬ點が二箇所もありまゝす。それから安本長官が主務大臣その他の大臣に話しかけるときには、ただ諮問するやうな姿になつておりまして、最終責任は安本長官がつ。すなわち決定權はおれがもつのであるといふやうな形になつております。妙な點であります。要するにこれらの二つの點から見ますと、いわゆる行政長官としての安本長官と、各省大臣とし

ての主務大臣との關係が亂れておりはしないか。憲法の上にはつきりこのことがあれば別であります。にもかかわらず、憲法にない。憲法の上では肩を並べなくてはならぬ性格のものが、法律でもつて一段と上にもつていくといふことが許さるべきかどうか。これらの點がお尋ねいたしたいのであります。これは將來の憲法の上の問題とし、また行政機關の亂脈にならないためにも、慎重に御検討を願わなくてはならぬ點だと思ひます。

それから最後に、自家用の醬油、みそ、油等の製造は本法に關する限りは差支えないのか。そのための原料は生産者に保有させるのかどうか。以上九點につきまして御質問を申し上げます。

○三堀政府委員 たいへん綿密な御質問でございます。われ／＼もいろいろと教えられるところが多かつたことをあらかじめ感謝いたしておきます。一々逐條的にお答えいたしますが、第一の問題は、これは官廳と同様なものであつて、別に法文をするほどの必要はないじやないか。何なら事實でもやつたらどうかという御趣旨だと思ひます。

思ひます。それから、事實にいたしますと、御存知の通り、これは政府の特別な會計になりまして、會計上の非常な拘束も受けますし、その點でいへば、一手買取り一手販賣という、現實に即して機械に動かなければならぬ經濟行為を行う團體といたしましては、非常にぐあひの悪いものになるのであります。まして、みそ、醬油にいたしまして、あるいはその他のものにいたしまして、商品なんでありまして、これをさうい

うように政府が直接自分でやる。事實的な形においてやるのだということでは、事實制度の是非は別といたしまして、事の動きの點において、非常にぐあいの悪い手続的な面が非常に多く出てまいるわけでありまして、そういう意味で、これは事實という政府が直接やる形をとらなかつたのであります。ただしかしながら、現在の建前といたしまして、民間における獨占禁止ということは大きな方式になつておりますので、従つて、こういう公團というような、政府との連絡の趣旨に基いて特別な法人をつくりまして、いわば政府の代行機關、ガヴァメント・エージェンツという形でやるわけでありまして、この點はとういうように御了解願ひたいと思ふのであります。

また執行機關などの點もお話してございましてけれども、これはもう、一つの政府機關でありますので、あるいは株主總會とか、役員會というようにな、そういう意思決定の特別な機關はもちろんないわけでありまして、いわゆる總裁が各官廳における長と同様な形において、自分に與えられた權限の範圍内においては、その總裁が自由な權限をもつてやり得るわけなのであります。その點は普通の官廳と別段動き方において變りはないわけなのであります。

それから第二の點であります。第三者に對する責任の點、この點につきましては、法案に御覽の通りはつきりした規定がないわけなのであります。ただ考えをいたしましては、御指摘の通りに、こゝういふ公團が、あるいは生産者に對し、あるいはその他の債權者に對して、有限責任でなく無限に責任

を負うべきだというお話で、これはこれもつともだと思ふのであります。ただそれには法規的のはつきりした明文がありませんし、またこの點につきまして、實はわれ／＼も、今まで法制局等におきましてはつきりした議論をいたしておりませんでしたので、確定的なことにつきましては、なお關係方面と相談をいたしてお答えいたしたいと思ひます。これはこの前の議會における配炭なり、石油の公團法におきまして、實はこの點につきまして議論が出ておりませんので、われ／＼はつきりつかりしておつたわけなのであります。大變結構な御指示で早速この點は法律的に十分研究いたしまして、改めてお答えいたしたいと思ひます。それから取扱ひ品目であります。大體食料品配給公團におきましては、ここに

あります六品目を取扱ふことにいたしてゐるのであります。これを、今御指摘の通りに、規則で定めろというところが書いてありますけれども、これを殖やすということにつきましては、別段さしあたりは考へておりません。この公團にどういふ品目を取扱はせるかということにつきましては、もちろんこの公團の性質が、こゝういふようなら政府の代行機關という形においてやる、一手販賣という非常に厳格な統制行為でありますから、何にでも及ぼしていいという性質のものでない。國民の食生活に最も重要な關係があり、しかもそれが現實において需給關係が非常に逼迫しているというものでなければ、もちろんこれは公團において扱ひ性質のものでないわけなのであります。さしあたり六品目程度のものであります。それ以上のもものは現在のところ

豫想されないものであります。従つてこれを殖やすということは考へておりません。この點につきましては御了承願ひたいと思ふのであります。

それから、次に現物の動き方につきましての御質問でございますが、物をこの公團が直接生産者から買取つて、これを卸賣業者なり、あるいは物によつて違ひますが、卸賣機構のないものにつきましては、小賣業者にまわすことになつて物は動いてまいります。その間に製造關係について特別な協同組合や、あるいは製造業者の團體をつくらせる。あるいは配給業の關係について特別な組合をつくらして、これを相手にするといふことはさしずめ考へておりません。それはやはりある面から言いますと、獨占禁止の建前にも觸れてまいりますので、個々の製造業者、個々の販賣業者を相手にして一手買取り、一手販賣の形をとつてまいるつもりであります。もちろんそう申ししましても、協同組合なり、あるいは製造業に關する組合をつくらせないといふものではない。それはそれとして使命があるわけなのであります。いろ／＼實際の面なり、生産指導の面において使命をもつてゐるわけでありましますから、そういう仕事をやらせる意味においての組合はつくらせるけれども、そういう組合をこの公團が販賣なり、あるいは買取りなりの相手として扱つていふことは考へておらない。こゝういふように御承知願ひたいと思ふのであります。ただ現在の問題といたしまして、一番こまかな、全國的に非常に多數の生産業者を相手にし、また多數の販賣業者を相手にしておりますのは、みそ醬油になるわけでありまして、こゝう

いふものにつきましては、現在各地方の統制會社が必要に應じて、たとえば北海道とか、あるいは販賣の面に

おきましては、六大都市の關係を有する面とかいふ方面におきましては、地方統制會社はそれ／＼の地方に必要な支所なり、出張所を設けております。こゝういふ機能は公團ができましたも當然活用してまいらなければなりませんので、公團の出張所あるいは公團の駐在員事務所という形において、今後とも存続してまいりたい。そういうものがあつることによつてメーカーなり販賣業者との結びつきを密接にしているつもりであります。なお物を動かすにあたりましては、もちろん輸送の關係が非常に問題になつてまいるのであります。公團が製造業者から物を集めて、それを販賣業者に渡すとき、自分も、何も自分がトラックをもち、自分が全部輸送をやるという意味ではもちろんないのであります。必要に應じては、輸送をそれ／＼の輸送の面に託するといふことはもちろん考へられるわけでありまします。これは確足かと思ひますけれども申し上げておきます。従いま

統制會社なり、統制團體なりの從來の職員の中の一部の者は、こゝういふ製造業に關する協同組合とか、あるいは任意組合なんか籍を移す者も出てまいると思ひます。その他のものは、大部分はこの公團に籍を移して、從來の經驗を公團の職員として生かしてまいる。こゝういふことになると思ひます。従つて人数などの點におきましても、從來の各統制機關の人数を合計したものと、數においてさう違はないということになると思ひます。若干の減少はありますけれどもさう著しい違ひはない。こゝういふように御承知願ひたいと思ふのであります。みそ、醬油の關係なんかは、地方に各府縣ごとに地方統制會社をもつておりまして、そのこまかな點まで實は資料をもつておりま

せんので、全體の正確な數字は申し上げかねますが、いづれ資料として差上げたと思ひます。

次の問題は、この公團は存續期間が非常に短かい。こんないつ果てるとも知れないようなものに、有能な人を集め得るかといふようなお聞ひのようであつたと思ひますけれども、法規の表面的な規定におきましては來年の四月一日、あるいは經濟安定本部の廢止になります時、いづれか早い時というので、非常に短い建前のようになりましかれども、要するにこの考へ方は、現在のこの緊急な經濟状態がいつまで續くかといふことに關連をもつてまいると思ひます。經濟安定本部が御承知の通りでございます。一年限りといふことでできたわけなのでありますけれども、現在の状態から將來を見透しまして、經濟安定本部が一年でなくなつていいような經濟情勢が出てまいると

いうことは、當然想像されないわけでありまして、従つて經濟安定本部の續くような情勢のもとにおきましては、當然この公國もまた公團組織をもつてやらなければならない。配給統制の機構も續けなければならないわけなのであります。従つてなおしばらくの間は、こういう機構を續け、こういう公國を續けてまいる必要があると思ひます。

味におきましても、仕事の分野の混乱というものがありませんし、また物も、その當時従来の統制機關が持つておる物は、當然に公團に引續くわけなんでしょうし、いずれの點から考えましても、公團の設立と、従来の統制機關の解散との間に問題が生ずる、混亂が生ずるということは、起きないのではありませんかと思つております。

從つてそのいふ現在の危機において、非常に重要な役目を果す公團なのでありますので、できるだけ業界の練達権能な人に出てもらいたいと思ひますし、また業界の心ある人々は、おそろくこういう時期に自分が一つ出てやろうという人も、多數あるとだらうと思ふのでありまして、われ／＼といったしましても期待をいたしておるわけなんであります。

その次ぎの安定本部總務長官と主務大臣の監督權の問題でありますが、これは形式的に申し上げますと、ご存じのことを思いますけれども、安定本部におきましては經濟全般についての總合計畫を立てて、そして各省がその實施にあたるといふわけでありまして、この公團において取り上げております重要品目につきましても、もちろん安定本部がその需給に關する總合計

は、なぜ二つにしなければならぬのか。なるほど計畫等は安本長官がいたされませんが、しかしながらその遂行に關しては主務大臣がするということならば、主務大臣が一本でやつていいじゃないかということをお尋ねしておるのではありませんで、これは討論にわたりますから、きようは言いたくないのであります。が、實際問題として、これで混亂を來さないとすることは獨断だと考

なくてはならぬのでありますが、その経済危機は長く續くから、安心してゐんなはこの公團にはいるのだ。これではなはだしき矛盾ではないか。一刻でも早くこの危機を切抜けなければならぬ。その意味においてはむしろさうでない。對して政府側に自信があり、信念があるならば、この公團の壽命はきわめて短いとみなければならぬのであります。これはちやうど醫者が病人をみる

御説明を願いたいと思います。以上補足的な質問をいたしまして、私の質問を終ります。

○三堀政府委員　五の質問にお答えいたします。五番目の御質問の職員の数の問題それから十三條に關連する問題であります、十三條の關連で問題になりますのは、職員にはおそくないのであります、まず役員であらうと思ひます。この點につきましては、わ

ては、十三條との關係はほとんどないものと思つております。それから公團全體の機構といたしましての數でありますけれども、現在も、醬油におきましては、醸造業者からみそ、醬油を地方の統制會社が買取りまして、中央の統制機關を通じて、もう一度地方の統制會社に渡つて、そして今度は卸賣業者に渡つて、末端の小賣業者に移るわけなのであります。その間地方、中央の統制會社がこの公團になるわけでありまして、別段新しく卸賣關係のものが公團にはいつてくるという關係はもう出ないと思つてゐます。従つてその面における數の問題は出てこないわけでありまして、それからまた卸賣關係の砂糖カン詰におきましては、現在製造業者から砂糖、カン詰ともそれぞれ統制會社が買つて、そしてこれを卸賣業者に渡し、卸賣業者から小賣業者に渡すのであります。今度の公團におきましては、砂糖、カン詰につきましては、公團の業務としては製造業者から砂糖、カン詰を買つて、各地にもいつて、卸賣業者に渡すところまでを公團がやるのでありまして、卸賣業者まで公團がやるとするつもりはもつていません。従つてこの面におきましては、現在の形がそのまま踏襲されるわけでありまして、この面における新しい機構の合併とか、新しく人數が増えたりといふことは出てまいらないのであります。

りますけれども、ただ申し上げましたのは、現在の見通しといたしましては、なか／＼そう簡単に、またそう手取り早く自由經濟の時代がこようとは思えない。従つて安定本部も一年ではなくなるであらうし、この公團も、一年で解散してもよいという時代にならないであらうといふことを申し上げた次第であります。御了承願ひしたいと思います。

それから公團の設立と從來の統制機關の解散の問題であります。これによつて配給に混亂を生ずるという問題は起つてまいらないと思ひます。物によつても違ひますけれども、みそ、醬油のごときものにおきましては、少ないながらも絶えず動いてゐることは事實であります。ある時期を切つてみれば、あるものは製造業者から統制會社に移る途中にあるであらうし、また統制會社の手持ちになつてゐるものもあるであらうし、さらに輸送途中のもの、あるいは小賣業者の手に渡らうとすつたもの、現に配給されつたものもあるであらうと思ひます。

〇野澤委員長 政府委員に申し上げます。なるべく要點だけに願ひます。

〇三堀政府委員 承知いたしました。そんな形で當然新しい公團に引繼がれるわけでありまして、設立と解散の關係によつて混亂を生ずることではないであらうと思ひます。

〇野澤委員長 重富委員の發言は重大だと思ひますので、この際委員長から所見を申し上げておきたいと思ひます。付託されました兩法案は内閣提出にかかつておるのであります。當然安本長官が出席してしかるべきだと思ひつております。ただいま御質疑がありまして、なおさらその必要を痛感するので、直ちに次期委員會までには出席してもらふことにいたします。なお十四條十五條の問題は、特に憲法上の疑義がある點でございまして、この點は特に委員長から當局に傳へまして、出席を請うことにいたします。大島君。

〇大島義典委員 私は三點ばかり御質問をいたしたいと思ひます。

それは第十一條の「總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する」、こゝういふ形になつております。こゝういふことでまいりますと、内閣が造つた場合に、その最高幹部の人員がその政黨に左右されて、いつでも罷免され、新しく任命される危険が非常に多いと思ふので、従つてこゝういふ場合における考へ方はいかにあるのか。もしわれ／＼の考へ方から申しますならば、主務大臣は民主的な諮問機關をつくる、この推薦による者を主務大臣が任命する。こゝういふことにも相なるならば、たとえ内閣が造らうとも、その諮問が物を言ひますので、この點には安心感があると思ふのであります。ただこの條文のままではまいりますと、非常にそうした危険が伴なつてまいるのであります。この點が一體どうなるかといふことをお尋ねしたいのであります。

その次は第十四條の規定であります。これは全部官吏に任ずるということになります。現在においてすらも官吏の數が多過ぎる、二十家族に一族の割合で官吏がある。いかにも官吏が多過ぎるというときに、さらにまた官吏を殖やしていく、これが公團を通じてこゝとここゝういふやうになつてまいりますと、將來國民の半分が官吏になるのではないか、こゝういふやうにも考へられますので、こゝういふ公團のごときは特別な問題でありますから、別に公團職員法であるとか、あるいは適當な法律を設けて、これをお扱いになる考へがいのではないか、かゝうにも考へております。これに對する御見解がどうありますかお伺ひしたいのであります。

その次は第十七條に關する規定であります。これは食料品公團が毎事業年度の前期及び後期の初めにおいて事業計畫、資金計畫といふものをつくつて、經濟安定本部に出してその認可を受ける、こゝういふことになつておりますが、この場合に、やはり私は從業員組合あるいはその他の代表を加えた、經營協議會の形において事業計畫を一切なされ、こゝに一切の計畫が進められて案が作成されて、そしてこれが提案されてまいりますならば、きわめて民主的な運営ができるのではないかと、かゝうに考へておりますが、これに對する政府の御所見はいかがでありますか。この三つをまずお伺ひしたいと思ふのであります。

〇三堀政府委員 役員の任命につきましては、これは役員にしまして、あるいは職員にしまして、官吏あるいは政府職員とするという建前になつております。關係上、どうしても主務大臣の任命という以外に方法はとりようがないわけなのであります。あとは事實上内閣が送るたびに各政黨によつて變ることがあるかないかといふことは、そのとき／＼の政黨の問題だと思ひます。従つてそれは國民の監視のもとに、各政黨がこゝういふ團體までも、こゝういふやうな方法に扱つかどうかとい

う、良心の問題としてやつていく以外に方法はないのではないかと思つております。

それから公團の職員が全部官吏になると、官吏が非常に多くなりほしくないかといふお話であります。これは全部いづゆる官吏というわけではないのであります。法文に書いてありますように「官吏その他の政府職員とする」ので、參事あるいは主事という名前でも、必ずしも官吏ではないのであります。ただ一級官なり、二級官なり、三級官なりの待遇を受けるだけなのであります。御指摘のような、公團職員法といふやうなものをつくつたものと、實質においてはそんなに變らないものだと思つております。

それから十七條の關係におきまして、何か特別な運営委員會というやうなものをつくつてやれば民主的ではないかといふやうなお話であります。公團の動き方をできるだけ生産者なり、あるいは配給業者、消費者の意向と合致させて運営するといふことは、公團という官廳にきわめて接近した組織による場合におきましては、非常に必要なことだと思ひますので、こゝういふ點も今後の運営の問題といたしましては、當然考へてまいりたいと思つております。

〇大島(義)委員 今の御答辭では私は納得しがたいものがありますので、もう一度お尋ねしたい。十一條の規定を、なぜ私どもがこゝ考へるかと思ひますと、たとえば肥料公團の總裁の任命に關しまして、決して民間の意思を尊重しておりません。また民主的の團體の意見が一つも尊重されておられません。主務大臣が勝手に自己の意中に

第一類第九号 農林委員會會議錄 第七号 昭和二十二年八月二日

四九

第一類第九号 農林委員會會議錄 第七号 昭和二十二年八月二日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第七号 昭和二十二年八月二日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第七号 昭和二十二年八月二日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第七号 昭和二十二年八月二日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第七号 昭和二十二年八月二日

ある人間を任命しておる。こういう即例がありますので、特にこういう關係を明瞭にしたい。しかも民主的に選挙をやつていこうという公國が、諮問機關も設けずして、主務大臣が單獨に任命をなすというがときは、弊害があつて一つも利益がない、こういう點は重ねて御考慮を願いたい。

それからだいま政府の役人になる  
のではないというお答えがありました  
が、十四條の規定によりますと、政府  
職員とするに明瞭に書いてあります。  
これでも官吏に準ずるものであつて職  
員でないということを、もう一度はつ  
き伺いたい。

○三堀政府委員 役員の任命の問題は大きな問題でありますので、もちろん具體的には、十分に業界の意向を取入れて任命するということになるうと思ひますけれども、これはやはり、先ほど申し上げましたように政府職員でありますので、任命につきましては、一應諮問機關の議を経るという形は、形式的にはとり得ない。ただ實情の問題をいたしまして、十分民間の意をくみ入れて任命するという方法を、當然とらなければならぬし、またとつても

それからその次の問題は、もちろんこれはそこにはつきり書いてあるように政府職員であります。ただ官吏その他のものでももちろんありません。官吏である場合もありますけれども、その他の政府の職員であるという場合もあるわけであります。主事、参事あるいは雇傭人というようなものは政府職員になるわけであります。従つて公團というようなものをつくりますからには、これは公團職員法というものをつくり

まして特別な身分を設けましても、要するにそういう公團關係の職員が殖えなるといふことなのでありまして、これは公團をつくるからにはやむを得ないのであります。ただ公團をつくることによつて、實質上從來の統制機關でやつておつた場合よりも殖えるか殖えないかということが、具體的な問題ではなからうかと思ひますが、その點につきましては、先ほど重富さんの御意見もありましたが、具體的には人は殖えない。現在の統制機關でやつておつた程度のものでやつていく、ただその形は公團という形になる。こういうわけでありましてから御了承願ひたいと思ひます。

○野溝委員長 平工委員。

○平工委員　さいぜん重富委員からの御質問に對する政府委員のお答えで、農林省と連絡するから不安のないようにするといふきわめて抽象的の言葉であります。私はこういう問題は、安本で絶対何もかも制限をもつてしまふといふよりはもう少し、地方末梢機構の問題を考えるような場合には、組織機構を考える場合において、農林省へよほど任せるといふような態度をとつて

村の、地方民主團體の幹部としまして、農林省との連絡はよくとれます。私どもは先だつて同僚の人から聞きましたが、安本に行つて挨拶したつて、安本の人達は、陣笠代議士なんかとなめてしまつて會釋もしないし、振向きもしない親友關係を通じて、代議士は勉強してない。知識の程度が低いとか言つて、さん／＼こきおろされて、はなはだ私どもひがみ過ぎたかも知れないが、特に田舎の百姓で出てお

りますから、今後こういう問題について安本へ行くときには、ただいまの御答辯のように、きわめて抽象的な、必配ありません。心配ありませんというようなことで、重富委員の御質問に對

してお答えになつたように、從來の機關そのままをつくりということになつたならば、今までの肥料を扱つた機關というものに對しては農民は絕對信用しません。もうどうぞぼうぐらゐに見ておる。そんな機關をそのまま使うというような答辯をなされて、重富委員は御安心なされたのかも知れませんが、われ／＼はますます不安になつてくるわけであります。思い切つて人をおかえてもらわなければならぬと思つておりますのに、肥料會社なんかは全權を任せるような結果になる憂えが多いと思ふのであります。これは思い切つて根本的にかえてもらつて、肥料商なんかを加えないような方法を今からではできないものかどうか。

○野澤委員長　ちよつと平工委員に私から申し上げますが肥料公團法ではないのでありますから……。

○平工委員　食糧営團をそのまま使つてもらつては困る。食糧営團にして

というものは、どろぼうのように思つて  
おりますから、思い切つて變えてもら  
わなければ安心しません。何か思い  
切つて變えてもらひたい。

○三堀政府委員　現在やつております各地方の統制機關の中に、もし何か非違がございましたら、もちろんこれは即座に究明してもらわなければならぬのであります。具體的に教えないかと思ひます。われ／＼は早速手續きをとりたいと思ひます。われ

われが聞いておりますところでは、全國的にさう難點はないのではないかと思つております。具體的な事例がありましたら、御連絡願ひたいと思ひます。

○平工委員 具體的々々々と、どこでもそう言うのだけれども、検事局の調書でももつてくればいいのかもしれないが、實際田舎では相手にせずにおるくらいですから、そんなことを言われても話のしようがないわけです。これからは將來何もかもあらゆる公團がみなそういう態度でいかれるというと、結局農林省が困ることになるので、供出に對して重大な影響をもつてくるか否、思い切つてやはり農林省との連絡をもう少し深くして、農林省に任じたり、農林省の意見を尊重するというようなところまで具體的に進めてもらいたい。われ／＼を安心させるように、もう一度説明してもらいたいと思う。

○三堀政府委員 お話のように悪いこ

とがありましたならばもちろん改め  
すしたえずういうことのないう  
に、最近のはやり言葉であります  
ども監査と申しますか監察と申  
しますか、そういうことでよく實  
績を調べて

後職員なんかを新しく公園に引継ぐよと云うた場合にもあらうかと思ひます。そういういふことを次第であります。また今までの場合にもあらうかと思ひます。そういういふ者もあらうかと思ひます。そういういふ者者につきましてはもちろん考えるわけでありまうけれども、ただ全體として、それほど大きな問題は現在のところないわけなのであります。それを申し上げた次第であります。従つてなお特に地方統制會社なんかにつきまして個々に具體的に調べて、十分消費者なり、あるいは生産者なりの

御要求に副うようにしたいと思つております。

○平工委員 あなたのお話には不満がある。いろ／＼同僚の人たちも言うておりますが、選挙のときに酒を使つたり米をどん／＼使つたりみを、醤油などにかいろ／＼資材を使つたというような例は、同僚のささき話しの中にもあることで、これほど亂れておるのに、取締りの中央の機関だけが、知らぬは亭主ばかりなりで、悪いことを知らずにおるというのは、認識不足である。大體これからやつたことをこれから調べて、悪いことの證據が上つたらこれを改める、それでなければ今までの機関の人を全部信用していくというやうな、あつかましい言葉のままで押切られてしまつては、せつかく委員がここで發言しても何にもならぬので、われ／＼の方の委員會で意見がまとまつたことはぐん／＼採用してもらいたたいと思う。これは私の個人的な意見ではない。大分共鳴があると思うから、今までの機関をそのまま採用するといふことは、それだけは改めてもらいたたいと思います。

○井上政府委員 平工委員から、現在

まじめな農民の感情を非常に害しておる。従つて今後さういう公團法を設けたり、いろ／＼な統制を加える場合において、農民が納得し、信頼できる方法においてやつてもらいたい。またさらにさういふことをやる場合には、現在までやつてきている統制機關なり、またそれに従つてゐる人々に對しては十分注意して、さういふ者が新しい公團なり統制機關にまぎれこまな

いようにやれ、こういう御注意であらうと思ひますが、問題は、あなたからいう／＼とお話がいよいよ仕方がないものであります。たとえば、油、アミノ酸、砂糖等の統制を今度やるのであります。たとえば、みそ、醤油、醬油なら、配給する場合に、あたつて、どこ／＼の統制會社、どこ／＼の配給においては、こういう不正の事實がある。従つて、こういう統制機關、こういう不正な會社は、新しい公團なり統制機關から除外せよ。こういう明確な資料をひとつ出して、くれというの、局長の意見であります。われわれもその方向には全力をあげて協力するつもりであります。

なほまたこの公團を設けましたゆゑは、先日大臣から提案理由を説明いたしました通り、現状の品不足の状態を放任いたしますと、まづたく國民生活及び生産機關の上に今後重大な影響を來してきますから、これを明確な線として、國民生活の安定と産業再建のために、有効適切な配給を實行したいといふ目的でやるのであります。あなたの方の十分納得のできる方向にこれを運用したいといふのが、われわれの考え方でありまして、ぜひその線で御協力いただきたいと思ひます。お願いいたします。

○野澤委員長 萩原委員。

○萩原委員 いろいろ他の委員から話が出たようでありますから、簡単に一つ伺いたいと思ひます。今の平工さんの質問に關連いたしますが、例を肥料にとつてまことに恐縮でございますが、實際今まで肥料等の統制會社のやつておりましたことは、一定の期限を

切つて肥料を配給する。七月とか八月とかには必ず來なければならぬものが、實際問題としてはその限月通り來ない。また受出しもできない。契約不履行になつてしまふ。例がないとおつしやいます。價格等についても、價格の更改等の場合に、あたつて、すでに渡つてゐるものはいないのであります。不渡りになつてゐるものを新しい價格でやる。殊に一般の配給と違ひまして、すでに徴收したる農産物に對する報奨として渡すような場合でも、これを新價格によつてやるから、そこに非常な不正なことになる。先ほどどうするばうというお話がございましたが、とにかく農村からの信用は地に落ちてゐる。農民たちのつくつたものは強權を發動されるが、統制機關の方に對しては發動せぬといふようなことになつてゐるのであります。今度、先ほどのお話によりまゝと公團になるそうであるが、運営その他内容、事業等については大した變りばえがないようであります。それが公團となり、社員が役人となる。この點だけは變つてゐるようですが、その場合に、やはりいろいろ、うやうやな不正事實、また不當利得がなされるということになります。農村としては非常に困るのであります。供出等に對しても、今度こういふことに改められた場合に、全責任をもつて契約通り御遵行なさいますか、先ほどどなたか責任の問題についてお話がございましたが、特に肥料のみにならず、一般の公團につきましても關係しておりますので、一言お伺ひいたします。

それからこまかな問題かもしれませんが、この要綱によりまゝと、指定油

かすのところに飼料の肥給云々と書いてあります。食糧に關するものは食品公團の方で、食糧に關するものは食料品公團の方で、有機質肥料の方は全部自由にお取扱いになるのであります。この點も併せてお伺ひしたいと思ひます。それから、なおこの法案により各公團のおやりになる本年度の事業計畫、その扱われる品物の種類別數量、國內でできますものと外地からはいりますもの、そういう大體事業の全貌をお示し願ひたいと思つております。なおそれに伴ひます實行豫算等も併せてお示しを願ひたいと思ひます。

これに關係をもちますところの關係者、特に生産農民の協力がなければ困難がありますので、ぜひ一つ生産農民諸君の協力を求めまして、生産から配給に至る一切のルートが明確に實行されましますように、御協力をいただきたいと思ひます。肥料につきましても、責任をもつて完全に實行したいという方針を堅持していただいております。御了承いただきたいと思います。その他の點は局長からお答え申し上げます。

○三堀政府委員 有機質肥料については、従前日本肥料が扱つておりましたけれども、有機質肥料が統制がなくなりましたから、現在のところは統制がないわけでありまして、今回は油の原料につきましても、帝國油糧が一手にやるので、それをしほつたかすができるわけでありまして、かすのうちで肥料になるものにつきましても、さしあたりは帝糧が扱う、こういうことになりま

○井上政府委員 肥料の配給問題に關連をいたしました、とかく政府が約束した肥料が、農民に確實に配給されず、途中取扱機關においてそれがまげられておる。これは今後公團をつくつた場合、迅速果敢に、正確に農民の手に渡るような手段を講ずる必要があるという御意見でございますが、全く同感でございます。そのためにこの公團法を今度實行し、現に肥料におきましては實施中でございます。従来の肥料が農民の食糧増産の要求にさからつたやり方で、いろいろ問題を引き起して、おります現状に鑑みて、これを適正に配給する必要があるもので、あの公團を設立實行いたしました次第であります。今後この公團が、ほんとうに農民の考え、また政府の考えておりますことと一致いたして實行されま

その次に新しい公團の取扱の數量の點について御質問がございましたが、大體年間取扱の合計は、食品公團につきましても大體八十二億でありまして、みそが六億九千九百二十億、アミノ酸が二億、それから砂糖が一億八千萬圓、輸入が七億九千萬圓ばかりあります。それからカン詰が七億四千七百萬圓、輸入が四億七千萬圓、練乳が一億二千萬圓、輸入が四千七百萬圓、それから粉乳その他の乳製品が四億二千萬圓、輸入が六億、育児食が六億、こうありまして、合計で大體八十二億強になります。それから收支の概算でございますが、大體收入支出の計、最後のつじつまは百二十三億にな

ります。なおこの收支の計畫はもちろんでござりますが、これは一々申し上げるたいへんでござりますので、御要求に應じて資料にして出します。それから油糧配給公團の方は年間の取扱いは二十二年度の計畫として二十億の豫定であります。それから收入の合計、最後のつじつまは四千一百萬圓になつております。なおその他の點につきましても、今申しましたように、すべて御要求によりまして表にして別に印刷して差上げたと思ひます。

○野澤委員長 萩原委員。

○萩原委員 永井委員。

○永井委員 ビートの問題について農政局長に出席を求めておつたのです

が、お見えになりません。次官からでもまたは適當な關係者から御答辯願ひたいと思ひます。戦後における砂糖の供給は、主として北海道がこれを賄つており、ビートがこれを賄つておるわけでありまして、これに對する獎勵は、主として食品局において需要の立場から獎勵してゐるようでありま

が、これはやはり北方寒地農業の確立という、その一環としてのビート耕作というよりな基礎に立つた營養指導から出發しなければ、本格的なものではないと考へるのであります。それで需要の面から申しますといくらでも欲しいのであります。そこには經濟的な限界點もありましようし、輸入との見合といふ點もありましようし、また農業經營という立場から考へていかなければならぬといふことにならましようが、一體農林省は北方寒地農業におけるビート耕作の地位をどういうふう

考えて、北海道農業におけるビート耕作を、どの程度の経営面積に抑えていくのか。そしてまたこのビート耕作は主眼をどこに置いて、将来どういうふうにやつていく考えであるかという、具體的内容について詳しく伺いたいと思うのであります。またビートと競合する作物は馬鈴薯であります。馬鈴薯の価格が大幅に上昇した今日、ビートの価格を相当大幅に値上げしなければならぬと思うのであります。この値上げに對する御所見を承わりたいと思うのであります。それから各國とも、ビートの耕作については補助政策を相當強力にやつておるのであります。その補助政策が不十分であります。耕作面積においても、また含糖量その他耕作技術においても低下しておるのであります。これらの補助政策をどの程度におやりになるお考えであるか、承りたいと思うのであります。こういう事例は、深土耕であるとか、あるいは酸土矯正とか、そういう營農の基礎に立たなければならぬのであります。これに對する農林省の方針を承わりたいと思うのであります。

○三坑政府委員 ビート農業については御指摘の通りでありまして、われわれも同様と考えております。北海道の寒地農業といしまして、ビートの作付が非常に重要でありますことは、もう通説として異論のないところであります。そういう意味合におきまして從來北海道農といしまして、拓殖計畫等によりまして、非常に熱心に奨励を續けてきたわけなのであります。ただごく最近までは、砂糖事情が御存じの通り臺灣に依存しておりました關係上、ビート・シュガーというものが非

常に困難な状態にありまして、従つてせつかくの全力をあげての奨励にもかかわらず、容易に進展をいたさなかつたのであります。今後におきましては、當分の間外國からそう大量の砂糖の輸入が望まれませんので、國內甘味對策をいたしまして、北海道のビート生産を極力引上げる方向に向つて進んでまいりたいと思ひまして、終戦後の對策をいたしましては、肥料の特配その他を逐次引上げてまいりまして、極力生産の増強をはかつておるのであります。現在におきましては、大體ビート糖の生産が十三、四萬ビクトルにすぎないのであります。これはさらには作付の増加をはかること、肥料の増加によりまして、製糖の歩留りが現在

のところではせい／＼一〇％程度にかさぎませんが、過去におきましては一七％から八％にも上つた時代があるわけでありまして、そういうふうにも引上げられるわけでありまして、製糖歩留りを引上げるといふようなことによりまして、將來の計畫をいたしましては、二百萬ビクトルくらいまでは引上げてまいりたいというふうな目標を立てて進んでおります。

して、これはなか／＼大變なことだと思ひます。もちろん現在のままですえおくというのではありせんけれども、馬鈴薯とはつきり均衡をとらせるといふことは、なか／＼簡単にできないものではなからうかと思つております。物價も十分に相談をしてきめてまいりたいと思つております。

それからビートに對する補助政策であります。先ほども申し上げましたように、北海道農時代におきましては、拓殖費の中から年々相當の金額を出しておりましたけれども、漸次それが減つてまいりまして、最近では全然なくなつております。そしてこれは今後、おそろく豫算面で見るとはなか／＼容易なことではなからうかと思つております。とりあえず製糖の關係におきまして、製糖工場の方からたとえばビートの搾粕を飼料に還元するといふような方法もつておりますし、また技術員、指導員を製糖會社の費用によつて置かせるとか、あるいは集荷に關して當然農民がつべきいろいろな費用を、製糖會社にもたせるとかいうことで、できるだけの援助は側面的にいたしております。今後十分

自由經濟に移行するという構想のもとになされたものであつて、今直ちに、少い物を自由經濟でいくことは非常に危険が存在する。従つてその中間的存在として、この公團法なるものを考えたものであるといふふうに承つてゐるのであります。私は從來の統制團體である各種統制會社が、獨占禁止によつて、その肩代りとして配給公團なるものを考へ出したものであらうと思ふ。従つてこの各種統制は資本家の擁護のためにできている。あの深刻なる戦時中においてもそうであつた。なぜ

そういふことが言えるかと申します。それは、最前平工委員からも言われたのであります。具體的な詳細なる内容の發表はありせんけれども、この統制機關、また今回の公團式にいく方法について、われ／＼非常に心配してゐる點はどこにあるかと申します。財閥の統制による從來の統制機關は、生産者、消費者兩者を犠牲にしてゐる。食料品の配給の問題においても、みそ、醬油、アミノ酸等の製造業者の代表者がこれに肩代りするといふことになりまして、この場合は製造業者である資本家の利益を確保して、一般消費者を犠牲にして、自由經濟までの間かせいでいこうという危険があるものであります。またそれと逆に、統制のない、農民のような個々ばら／＼の生産者の場合は、その個々ばら／＼の生産者が犠牲になつて、中間機關である統制機關の連中が、中間搾取によつて消費者をも犠牲にする。これらの面はわら／＼品その他のものにもいろいろ考へられるのであります。こういう中間搾取、あるいは生産者たる資本家の擁護のために考へ出されたものであり

まして、かような意圖から考へて、獨占禁止法によるこれに代つた法案なるものが、やはり依然として資本主義的に立案されてゐる。従つて消費者、生産者、零細生産者の意圖がそこに含まれておらないという意味におきまして、私はむしろ今日のこの民主的な時代におきましては、衆議院獨自の立場から、もつと／＼民主的な配給方法を考へるべきでなからうかと考へておるのであります。それはなぜかと申しますと、今度は資本家の上に官僚による統制を強化しようといふことにほかならないのであります。これは實質におきましては、財閥と官僚との結託といふと、口が悪いかもしれせんけれども、そういうふうにかへられるのであります。そこでさういつた前提のもとに次に考へられますのは、ここに官僚的勢力が、公團の内容におきまして、一般消費者大衆に對して非常な不便を與えることが考へられます。従つて官僚式的執務が、民間團體である統制の組織におきましても、從來相當非難があつたにかかわらず、さらにそれを裏書する政府の職員なり、幹部としてのその地位を與えた場合におきましては、一層消費者に對する不便を與えるものであつて、十四條におきまして、私はこういう點に非常な危惧の念を懷くものである。またその次に、さうせん答辯の中に、生産者、消費者個々の場合を對象として、また販賣者個々の場合を對象とする團體としては考へておらないとの政府の御答辯でありましたが、そういう意圖のもとに行われることは、すべてが民主主義のもとに行われる時代におきまして、從來であつたならば軍閥の

係上、ビート・シュガーというものが非

次は今年のビートの値段の問題であります。昨年のビートの値段は馬鈴薯の價格を純然たる均衡をとりまして六百圓といふ値段がきまつたわけでありました。しかしながらこれはビートのいわゆるパティール計算に立つております。基準年次との比較をおきまして、この六百圓がすでにたしか百四倍になつておるのであります。これをさらに今年のあの大幅な馬鈴薯の引上げに合ひ合ひに引上げることになりますと、非常な値上りになるわけでありま

えております。○成瀬委員 私は各種配給公團の全體を通じて、前回に大臣の説明を聞いたわけでありましたが、本日井上次官の説明を聞いてみますと、非常に少い物資を、正規のルートにまわして食糧危機の救済に充てるという意圖もあるやうであります。そも／＼公團の構想なるものは前内閣時代において立案されたものであります。そしてあらゆる經濟的構想が、統制經濟から

自由經濟に移行するという構想のもとになされたものであつて、今直ちに、少い物を自由經濟でいくことは非常に危険が存在する。従つてその中間的存在として、この公團法なるものを考えたものであるといふふうに承つてゐるのであります。私は從來の統制團體である各種統制會社が、獨占禁止によつて、その肩代りとして配給公團なるものを考へ出したものであらうと思ふ。従つてこの各種統制は資本家の擁護のためにできている。あの深刻なる戦時中においてもそうであつた。なぜ

まして、かような意圖から考へて、獨占禁止法によるこれに代つた法案なるものが、やはり依然として資本主義的に立案されてゐる。従つて消費者、生産者、零細生産者の意圖がそこに含まれておらないという意味におきまして、私はむしろ今日のこの民主的な時代におきましては、衆議院獨自の立場から、もつと／＼民主的な配給方法を考へるべきでなからうかと考へておるのであります。それはなぜかと申しますと、今度は資本家の上に官僚による統制を強化しようといふことにほかならないのであります。これは實質におきましては、財閥と官僚との結託といふと、口が悪いかもしれせんけれども、そういうふうにかへられるのであります。そこでさういつた前提のもとに次に考へられますのは、ここに官僚的勢力が、公團の内容におきまして、一般消費者大衆に對して非常な不便を與えることが考へられます。従つて官僚式的執務が、民間團體である統制の組織におきましても、從來相當非難があつたにかかわらず、さらにそれを裏書する政府の職員なり、幹部としてのその地位を與えた場合におきましては、一層消費者に對する不便を與えるものであつて、十四條におきまして、私はこういう點に非常な危惧の念を懷くものである。またその次に、さうせん答辯の中に、生産者、消費者個々の場合を對象として、また販賣者個々の場合を對象とする團體としては考へておらないとの政府の御答辯でありましたが、そういう意圖のもとに行われることは、すべてが民主主義のもとに行われる時代におきまして、從來であつたならば軍閥の

のではないように願いたいと思います。

○成瀬委員　御趣旨のあるところは一應了承いたしました。が、しからばこの別表にあるところの、全國の各種統制株式會社に従事するところの職員を、すぐに肩代りいたしましたして、政府職員として全面的に受入れていくということは、さいぜん私が質問として申し上げ

ました、統制中間搾取の機構を延長するものである。なぜそういうことが言われておるかと申しますと、經濟安定本部あるいは農林省におきまして、價格決定におきましては、生産者あるいは各種の方面の意見を徴することは言うまでもありませんけれども、從來公團あるいは統制會社等の意見を徴しまして、そうしてその意見が相當に生産者、消費者の方面に不利益な狀態を現出しておる。かかる立場からいたしま

して、もう少し消費者の階級、また場合によりましては生産者の方面の人たちを、この方面におきまして加入せしめるというような方法が講ぜられなくちゃならない。こういうことの意見を申し上げておきます。

○野澤委員長 私から政府當局に警告を發しておきます。本日の委員会におきまして、成瀬、萩原その他の諸君からも強い御意見もありました通り、法案が出される場合におきましては、そ

の事業計畫並びにその豫算等に對する參考資料を、本委員會に提出してもらいたいと思います。いろ／＼印刷上の都合もありましようけれども、つとめて委員長の要求に應じていただきたいと思ひます。

では今日はこれにて散會いたします。

午前零時十九分散會

昭和二十二年八月三十一日印刷

昭和二十二年九月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局